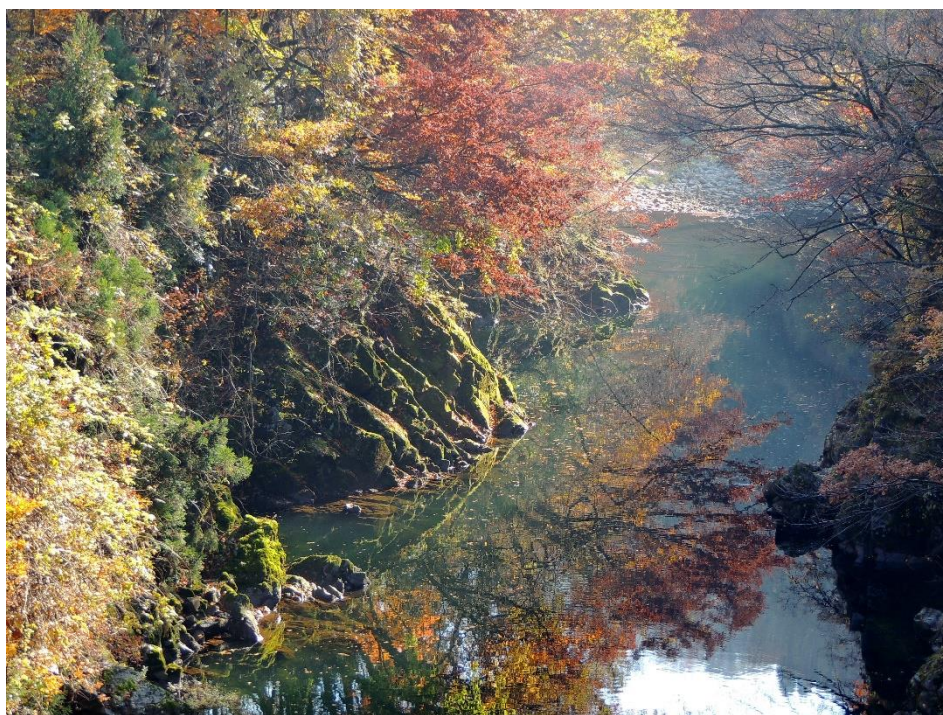


令和7年度

朝日スーパーライン
利用促進協議会総会



【令和6年度朝日スーパーライン写真コンテスト会長賞】 ©2024 五十嵐貞一

期 日：令和7年6月20日（金）

会 場：山形県鶴岡市
朝日中央コミュニティセンター

令和7年度 朝日スーパーライン利用促進協議会総会次第

日時：令和7年6月20日（金）午後1時30分

会場：朝日中央コミュニティセンター 大集会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 写真コンテスト表彰

4. 来賓紹介

5. 報告事項

- 1) 朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）の整備状況について
- 2) 朝日スーパーライン山岳遭難発生状況について
- 3) 朝日スーパーライン山岳遭難捜索救援体制について

6. 議 事

- 議案第1号 令和6年度事業実施報告並びに収入支出決算報告について
議案第2号 令和7年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）について
議案第3号 要望書（案）について

7. そ の 他

8. 閉 会

議案第 1 号

令和 6 年度事業実施報告並びに収入支出決算報告について

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの実施事業並びに収入支出決算について、下記のとおり報告する。

記

(1) 事業実施報告

年 月 日	事 業 概 要
令和 6 年 6 月 1 7 日	朝日スーパーライン利用促進協議会総会 【会場：鶴岡市朝日中央コミュニティセンター】
	要望書の提出 (会長・副会長が両県の道路管理者へ提出)
令和 6 年 9 月 2 日	第 7 回朝日スーパーライン写真コンテスト募集開始 (両市ホームページ及び両市広報に掲載)
令和 6 年 1 1 月 3 0 日	第 7 回朝日スーパーライン写真コンテスト応募締切 鶴岡市受付：7 名 1 7 点 村上市受付：5 名 1 0 点 計 1 2 名 2 7 点
令和 7 年 1 月 1 7 日	第 7 回朝日スーパーライン写真コンテスト審査結果公表 (両市ホームページに掲載。入賞者へ賞品発送)
令和 7 年 3 月 1 4 日	朝日スーパーラインデジタルサイネージデータの作成

(2) 収入支出決算報告

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	収入済額	比較増減	備 考
1 負 担 金	100,000	100,000	0	村上市負担金 50,000 円 鶴岡市負担金 50,000 円
2 繰 越 金	49,057	49,057	0	前年度繰越金
3 雑 入	943	55	△ 888	
合 計	150,000	149,112	△ 888	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	支出済額	比較増減	備 考
1 会 議 費	6,000	5,500	500	総会経費
2 事 業 費	140,000	119,811	20,189	写真コンテスト ・賞品代 75,711 円 ・審査員謝礼 10,000 円 ・消耗品費 1,100 円 デジタルサイネージ ・データ作成 33,000 円
3 事 務 費	3,000	2,520	480	郵便料 1,310 円 振込手数料 1,210 円
4 予 備 費	1,000	0	1,000	
合 計	150,000	127,831	22,169	

収入合計 149,112 円

支出合計 127,831 円

差引残額 21,281 円 令和7年度へ繰り越し

監 査 報 告 書

朝日スーパーライン利用促進協議会会則第6条第3項の規定により、令和6年度朝日スーパーライン利用促進協議会の収入支出決算の監査結果を次のとおり報告する。

記

1. 監 査 場 所 山形県鶴岡市朝日庁舎・新潟県村上市朝日支所
2. 監 査 事 項 令和6年度朝日スーパーライン利用促進協議会収入
支出決算及び関係諸帳簿、証拠書類
3. 監査の総括意見 収入支出済額とも会計諸帳簿及び出納証書類と照査
の結果、これを適正と認めます。

令和7年3月26日

監 事：山形県鶴岡市朝日庁舎産業建設課長

清野 たえ

令和7年3月26日

監 事：新潟県村上市朝日支所産業建設課長

鈴木 健次

※原本は関係帳簿に保管します。

議案第 2 号

令和 7 年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）について

（１）事業計画（案）

朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）の沿線地域の豊かな自然や観光資源を活かし、道路の利用を促進するとともに、利用者が安全、安心に道路を利用するため、次の事業を実施する。

番号	事業計画	事業内容
1	朝日スーパーライン利用促進、山岳遭難事故防止のための広報啓発活動	・写真コンテストの実施 ・デジタルサイネージデータを活用し、朝日スーパーライン沿線の豊かな自然や観光資源の魅力を発信する。
2	関係機関への整備促進要望活動	・山形県、新潟県両県に対し要望書を提出する。

(2) 収入支出予算 (案)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	備 考
1 負 担 金	100,000	100,000	0	村上市負担金 50,000 円 鶴岡市負担金 50,000 円
2 繰 越 金	21,281	49,057	△ 27,776	前年度繰越金
3 雑 入	719	943	△ 224	預金利子等
合 計	122,000	150,000	△ 28,000	

支 出

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	備 考
1 会 議 費	6,000	6,000	0	総会経費
2 事 業 費	112,000	140,000	△ 28,000	写真コンテスト 112,000 円
3 事 務 費	3,000	3,000	0	事務局消耗品等 振込手数料
4 予 備 費	1,000	1,000	0	
合 計	122,000	150,000	△ 28,000	

※予算の補正及び流用等については会長に一任する。

議案第 3 号

要望書（案）について

山形県および新潟県に対し、次のとおり要望書を提出する。

山形県庄内総合支庁建設部長 様
新潟県村上地域振興局地域整備部長 様

要 望 書（案）

朝日スーパーライン（県道 349 号鶴岡村上線）は山形、新潟両県を結ぶ重要な路線であるとともに、群生するブナ林など、沿線は豊かな自然の宝庫であります。

朝日スーパーライン利用促進協議会では、沿線の豊かな自然や観光資源を活かした地域活性化を目指し活動を行っておりますが、より一層の利用促進を図るため、別紙のとおり要望いたします。

令和 7 年 6 月 2 0 日

朝日スーパーライン利用促進協議会
会 長 鶴岡市長 皆 川 治
副会長 村上市長 高 橋 邦 芳

別紙

- 同路線は、積雪による冬季閉鎖期間が長く、近年、通行できる期間が短くなっている状況にあります。また、平年から大きくかけ離れた異常気象により、豪雪による融雪災害や、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨による甚大な豪雨災害の爪痕が今なお残る中において、両県関係部局におかれましては復旧作業にご尽力いただいていることに対し感謝申し上げます。今後も、一日も早い全線開通に、より一層努めていただくよう要望いたします。
なお、工事が完了した箇所におかれましては、その都度、開放していただくなど、同路線の利用促進にご尽力いただけるよう要望いたします。
- 同路線は急カーブなどで見通しの悪い箇所が多く見られるほか、狭あい部や未舗装区間も多くあります。利用者が安全・安心に通行できるよう、施設整備を推進くださるよう強く要望いたします。
- 同路線の通行規制及び解除については、ホームページなどにより早めに利用者に情報提供してくださるよう要望いたします。

令和6年度 朝日スーパーライン写真コンテスト

入 賞 者

会長賞	「晩秋の赤川溪谷」	五十嵐 貞一 様
副会長賞	「深まるダム湖の秋」	石崎 幸宏 様
優秀賞	「晩秋」	貝沼 利明 様
〃	「秋の清流」	齋藤 勝美 様
入 選	「風薫る山稜」	大滝 和也 様
〃	「秋の流れ」	三浦 一喜 様
〃	「春待つ湯の沢岳山麓の風景」	五十嵐 貞子 様

令和7年度 朝日スーパーライン利用促進協議会

ご来賓名簿

※順不同

【 山 形 県 】

林野庁東北森林管理局庄内森林管理署長

代理 総括事務管理官

戸巻 功 様

山形県庄内総合支庁建設部長

代理 道路計画課課長補佐

生方 昌樹 様

山形県警察鶴岡警察署長

代理 地域課長

岡田 芳裕 様

山形県警察鶴岡警察署あさひ駐在所長

大江 尚人 様

【 新 潟 県 】

林野庁関東森林管理局下越森林管理署村上支署長

井上 修三 様

新潟県村上地域振興局地域整備部長

代理 副部長

松本 剛英 様

新潟県警察村上警察署長

代理 地域課長

堀口 大輔 様

新潟県警察村上警察署猿沢駐在所巡査部長

須藤 正洋 様

令和7年度 朝日スーパーライン利用促進協議会 会員名簿

山 形 県				新 潟 県			
職名	役 職 名	氏 名	備考	職名	役 職 名	氏 名	備考
会長	鶴 岡 市 長	皆 川 治		副会長	村 上 市 長	高 橋 邦 芳	
会員	鶴 岡 市 議 会 議 員	佐 藤 昌 哉		会員	村 上 市 議 会 議 員	鈴 木 い せ 子	
〃	大 鳥 地 区 村 づ くり 長 推 進 協 議 会 会 長	佐 藤 征 勝		〃	村 上 市 議 会 議 員	菅 井 晋 一	
〃	松 ケ 崎 自 治 会 会 長 自 治 会	三 浦 寛 幸		〃	朝 日 地 域 区 長 会 長 朝 会	小 田 甚 一	
〃	寿 岡 自 治 会 会 長 自 治 会	生 田 政 喜		〃	朝 日 地 域 区 長 会 長 朝 副 会	中 山 和 彦	
〃	繁 岡 自 治 会 会 長 自 治 会	青 澤 豊 一		〃	朝 日 地 域 区 長 会 長 朝 副 会	長 谷 部 康	
〃	朝 日 地 域 山 岳 遭 難 救 助 会 会 長 対 策 委 員 会	佐 藤 義 幸		〃	村 上 市 消 防 団 長 朝 日 方 面 隊	小 田 秀 幸	
〃	鶴 岡 市 消 防 団 長 朝 日 方 面 隊	進 藤 淳		〃	村 上 市 消 防 団 長 朝 日 副 方 面 隊	洪 谷 真 一	
〃	鶴 岡 市 消 防 団 長 朝 日 副 方 面 隊	五 十 嵐 柳 平		〃	村 上 市 消 防 団 長 朝 日 副 方 面 隊	志 田 豊	
〃	鶴 岡 市 消 防 本 部 長 消 防	伊 藤 慶 也		〃	村 上 市 消 防 本 部 長 消 防	瀬 賀 誠	
〃	鶴 岡 市 市 民 部 監 危 機 管 理	五 十 嵐 孝 義		〃	村 上 市 総 務 課 長 危 機 管 理 室	矢 部 和 貴	
〃	鶴 岡 市 消 防 署 長 朝 日 分 署	沼 沢 猛		〃	村 上 市 消 防 署 長 朝 日 分 署	田 村 善 浩	
〃	鶴 岡 市 朝 日 庁 舎 産 業 建 設 課 長	清 野 た え		〃	村 上 市 朝 日 支 所 長 産 業 建 設 課	鈴 木 健 次	
鶴岡市	鶴 岡 市 朝 日 庁 舎 支 所	佐 藤 智 井		村上市	村 上 市 朝 日 支 所 長 (地 域 振 興 課 長)	五 十 嵐 忠 幸	
〃	鶴 岡 市 朝 日 庁 舎 地 域 づ くり 推 進 課 長	齋 藤 健 一		〃	村 上 市 朝 日 支 所 地 域 振 興 課 総 務 管 理 室 長	遠 山 勝 行	
〃	鶴 岡 市 朝 日 庁 舎 地 域 づ くり 推 進 課 課 長 補 佐	菅 原 智 之		〃	村 上 市 朝 日 支 所 地 域 振 興 課 総 務 管 理 室 係 長	中 山 航	
〃	鶴 岡 市 朝 日 庁 舎 地 域 づ くり 推 進 課 主 事	尾 形 健 斗		〃	村 上 市 企 画 戦 略 課 長 企 画 政 策 室	田 村 政 和	
〃	鶴 岡 市 朝 日 庁 舎 地 域 づ くり 推 進 課 主 事	近 野 辰 夢		〃	村 上 市 朝 日 支 所 地 域 振 興 課 自 治 振 興 室 主 任	長 谷 部 祥 太	

朝日スーパーライン利用促進協議会会則

（ 名称 ）

第1条 本協議会は、「朝日スーパーライン利用促進協議会」と称する。

（ 目的 ）

第2条 本協議会は、新潟県村上市（以下「村上市」という。）と山形県鶴岡市（以下「鶴岡市」という。）が連携し、両市を結ぶ朝日スーパーライン（県道鶴岡村上線）の沿線地域の豊かな自然や観光資源を活かし、道路の利用を促進するとともに、利用者が安全、安心に道路を利用するための必要な取組を行うことを目的とする。

（ 事業 ）

第3条 本協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 朝日スーパーライン利用促進のための各種広報啓発活動
- （2） 朝日スーパーライン交通安全確保のための調査及び関係機関への整備促進要望活動
- （3） 朝日スーパーライン山岳遭難事故防止のための各種広報啓発活動及び関係機関との連絡調整
- （4） その他協議会の目的達成に必要な事業

（ 組織 ）

第4条 本協議会は、村上市及び鶴岡市の次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 市長
- （2） 市議会議員代表者
- （3） 関係諸団体の役員
- （4） 市役所関係部署の長

（ 役員 ）

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 監 事 2人

2 会長及び副会長は、村上市長及び鶴岡市長が務め、任期は別表のとおりとする。

3 監事は会長が任命する。

4 会長は、必要と認める場合、会長委嘱による顧問を置くことができる。

（ 役員の職務 ）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（ 役員の任期 ）

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条本文の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（ 会議 ）

第8条 本協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、年1回開催し臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

（ 議決事項 ）

第9条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- （1） 会則の制定または改廃
- （2） 事業計画及び収支予算
- （3） 事業報告及び収支決算
- （4） その他会長が必要と認めた事項

（ 会計 ）

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（ 経費 ）

第11条 協議会の経費は、村上市及び鶴岡市の負担金その他の収入をもって充てる。

2 負担金については、会議で別に定める。

（ 事務局 ）

第12条 本協議会の事務局は、会長の属する市の担当課に置く。

（ 雑則 ）

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮って定める。

（ 附則 ）

この会則は、平成23年5月20日から施行する。

別 表

期 間	会 長	副会長
平成 23 年 5 月 20 日 から 平成 25 年 3 月 31 日 まで	村上市長	鶴岡市長
平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	鶴岡市長	村上市長
平成 27 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	村上市長	鶴岡市長
平成 29 年 4 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	鶴岡市長	村上市長
平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	村上市長	鶴岡市長
令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	鶴岡市長	村上市長
令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	村上市長	鶴岡市長
令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで (2 年間)	鶴岡市長	村上市長
令和 9 年 4 月以降も 2 年間を任期に、村上市長と鶴岡市長が会長と副会長職を交互に務める。		